

第 5 回高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会 議事要旨（案）

1 日 時：平成 26 年 12 月 18 日（木）14 時 00 分～16 時 00 分

2 場 所：主婦会館プラザエフ 7 階 カトレア

3 出席者

部 会 員：野村部会長、金田副部会長、河村部会員、関澤部会員、岩佐部会員、今井氏（篠原部会員代理）、丸山部会員、湯川部会員、横田氏（川井部会員代理）、松本部会員、行徳氏（伊藤部会員代理）、宮岡氏（久木野部会員代理）

オブザーバー：厚生労働省社会・援護局 鈴木専門官、国土交通省住宅局 津村係長（野原課長補佐代理）

事 務 局：米澤課長、伊藤専門官、金子設備係長、近藤主査、勝沼事務官、北野事務官、吉田事務官

4 配布資料

資料 5 - 1：前回議事要旨（案）

資料 5 - 2：高齢者や障がい者に適した火災警報装置の調査研究業務報告書＜概要版＞

資料 5 - 3：光による火災警報装置の課題と対応策について

参考資料 5 - 1：高齢者や障がい者に適した火災警報装置の調査研究業務報告書

参考資料 5 - 2：高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会 各回議事要旨抜粋

参考資料 5 - 3：「ISO（国際規格）7240-23（2013）」の抜粋

参考資料 5 - 4：部会員名簿

5 議事内容（○：部会員発言、●：事務局発言）

（1）第 4 回議事要旨（案）（資料 5 - 1）

資料 5 - 1 について事務局から説明がなされた。

修正については、検討部会 1 週間後を目途に事務局まで連絡することとされた。

（2）高齢者や障がい者に適した火災警報装置の調査研究業務報告書＜概要版＞について（資料 5 - 2）

資料 5 - 2 について事務局から説明がなされた。

○ アンケートの中に自由記述があるが、これは報告書に全て記載されているのか。

- 重要と考えるご意見等を抜粋して記載している。
- タイトルに「高齢者」と記されているが、どこが高齢者に該当している部分なのか。また、モデル施設職員はどのような人たちを指すのか。
- 聴覚障害者の被験者は 60 歳以上の方が過半を占めており、モデル施設の被験者は 60 歳以上の方が約 1 割を占めている。なお、モデル施設職員とは、それぞれのモデル施設に勤めている職員を指している。
- 報告書のタイトルには、「高齢者や障がい者」と記されているが、この調査の対象は聴覚障がい者が中心となっているので、報告書の 1 ページ目の「はじめに」のところで、説明を付け加えたほうが良いのではないかな。
- 了解した。

(3) 光による火災警報装置の課題と対応策について（資料 5－3）

資料 5－3 について事務局から説明がなされた。

- ホテルの共用部分とは、どのような場所を指しているのか。レストランやカフェテラスは含まれるのか。
- レストランやカフェテラスをはじめ、ロビーなどは利用者を限定していないため、共用部分に該当すると考える。
- 課題 1 について、聴覚障がい者が利用する蓋然性の高い場所と記載されているが、一般的に聴覚障がい者だからこの施設を利用すると規定するのは難しいのではないかな。駅やホテルに設置の必要性が高いと示しているが、このような施設は蓋然性が高いと理解すれば良いのか。
- 聴覚障がい者だからといって、利用する施設は限定されていないと考える。一定規模以上の施設では、聴覚障がい者が利用する可能性が高くなり、蓋然性も高まると考えている。
- 公的な場所というのは、健常者も聴覚障がい者も利用するため、蓋然性の高い一定規模以上というような言い方をするのであれば、このような施設を具体的に示して欲しい。
- 面積が大きいところは、当然蓋然性も大きくなるが、一方で、ろうあ者センターなど規模が小さくても聴覚障がい者や高齢者が多く集まる場所もあるので、設置対象施設と設置場所が分かり易い資料を作ってもらいたい。
- ホテルについては、光警報装置のみで満足するという考えにはならないのではないかな。それを補完するような機器やシステムを検討していかなければならないのではないかな。
- ホテルにより従業員数が異なるため一概には言えないが、ホテルでも従業員が障害者の方が宿泊されていることを把握していれば、まず先に避難誘導のために駆け付けることができると思う。それ以外にも、スマートフォンやテレビなどを活用して知らせることが、有効な手段となり得るのではないかな。

- 全客室に光警報装置を設置することが理想的ではあるが、費用負担の面もあるため、スマートフォンなどと連携を取りながら運用していくことが現実的である。しかしながら、やはり最終的な目標としては、光警報装置をつけるということになるのではないか。
- 年間１０００万人もの旅行者が海外から訪れる時代を迎えている。また、２０２０年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催される。このような状況の中で、国内だけを見るのではなく、海外のスタンダードに出来る限り近づけることが重要である。
- ２年後に「障害者差別解消法」が施行される。この法律において、火災の警報については、聴覚障がい者や高齢者等に対して、合理的な配慮を出来る限りやっていく必要がある。
- 近年、社会情勢が大きく変化している中で、障害者差別解消法が公布されたり、障害者の権利条約が批准されたりしている。今後、障がい者に対する世間の意識も高まり、重要なものになると考えられる。このような状況の中で、規制がかかった場合はどのように実効性を担保していくのか検討していかなければならない。

- 課題５の光の色について、ＩＳＯでは白色及び赤色のどちらでも良いと示しているが、アメリカではほとんど白色で統一されている。ヨーロッパでは、一部イギリスなどが赤色を認めている。

大学で数年前に光警報装置の実験を実施した際に、赤色は緊急性が感じられるが光の刺激値が非常に弱いため気づきにくく、白色は刺激値が強いので白色が良いのではという意見があった。

また、今後の普及について考えると、火災警報装置で白色と赤色を併用した場合に、判断に迷うことが危惧される。例えば、アメリカではテロが起きた場合は青色で知らせ、韓国では火災法警報装置の色は白色だけと定められている。両方どちらでも良いと結論付けるのではなく、どちらかの色に絞るなど、色の選択についてはもう少し検討が必要なのではないか。

- 色覚異常の方々には、赤色の光は単に薄暗い光になってしまうのではないか。そうだとすれば、白色で統一させたほうが良いのではないか。また、統一させたほうが普及・啓発に繋がり易いと感じる。
- 課題４の今後の普及方針の検討について、光警報装置の効果はかなり認められているが、それをより普及させるためには、やはり法的な義務化が必要である。ガイドラインではなかなか普及しないのではないか。

法制化については今後検討していくということだが、どのように検討するのか。

- 光警報装置の存在自体が世間に広く知られていないので、まず普及方策を示すことが重要であると考えている。

現在の状況においては、法制化がすぐ実現できるような材料は揃っていない。しかしながら、今後の社会情勢の変化等を踏まえて、法制化については、引き続き意見を聞いた上で実施すべきだと考えている。

- 障害者差別解消法が平成２８年４月に施行されるのに併せて、各省庁でガイドラインが示される。

今の話を聞いた限りでは、平成28年4月には、法制化の方針は決まらなと理解してよい。

- 現時点でいつ法制化すべきかという結論を得るのは難しいと考える。
- 私自身も法制化を望むが、今の段階ではまだ課題が多すぎるため難しいと感じている。障害者差別解消法の施行まで時間が無いため、とにかく急ぐべきだという意見もあるが、設備が十分に浸透しない段階においては、人的な配慮でカバーできるという考え方もあるのではない。
- 理想的には光警報装置を全居室に設置すれば良いと考えるが、現実的には対応の仕方として、聴覚障がい者向けの警報キットを貸し出したり、聴覚障がい者向けに整備された客室を案内したりするなどの方策があるのではない。これらの対策はアメリカの差別法の中でも合理的に配慮していると考える。
- ガイドラインの普及方策はどのように考えているか。
- ガイドラインを消防機関へ送るだけでなく、広報活動等を通じて施工者や設置者等に対して光警報装置の効果等を広めていきたいと考えている。その具体的方法として良いものがあれば、次の検討部会で提案していただきたい。
- 消防法では福祉施設は簡略的に区分されているが、利用者が多様化しているため、ガイドラインを策定するうえで福祉施設を区分する際は、その点について配慮願いたい。